

東成瀬村耐震改修促進計画

【令和7年度～令和12年度】

令和7年3月

秋田県東成瀬村

東成瀬村耐震改修促進計画

目次

東成瀬村耐震改修促進計画の概要

『計画策定の背景』	1
『計画策定の目的』	2
『計画の位置づけ』	2

第1 東成瀬村で想定される地震の規模及び被害の状況

1 東成瀬村で想定される地震	3
2 想定される被害	3
3 想定される被害の特徴	3

第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標	4
2 公共建築物の耐震化の現状と目標	4

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	5
2 耐震化の促進を図るための支援策	5
3 耐震診断・改修を行うための環境整備	5
4 地震時の総合的な安全対策	5
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	5
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	5

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表及び活用	6
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	6
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	6
4 家具の転倒防止策の推進	6
5 自主防災組織等との連携	6

第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

その他耐震化促進に関し必要な事項	6
------------------	---

東成瀬村耐震改修促進計画

『計画の背景』

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震基準（※1）」「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況を受け、建築物の耐震改修（※2）について全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、「耐震改修促進法」が一部改正（平成17年11月17日改正、平成18年1月26日施行）されました。この改正により、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針が示され、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

今後も、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震の発生の緊迫性が指摘されており、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、本村においても「東成瀬村耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う改修または一部の除却のこと。

『計画策定の目的』

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

『計画の位置づけ』

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県計画を勘案し、災害対策基本法第42条に基づく「東成瀬村地域防災計画」との整合をはかり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項に基づき策定しています。

なお、本計画の計画期間を、令和7年度から令和12年度までの5年間とします。

第1 東成瀬村で想定される地震の規模及び被害の状況

1 東成瀬村で想定される地震

東成瀬村で想定される地震は、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえ、「秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）」において想定された27パターンのうち、東成瀬村に直接影響があると想定される4パターンの中から最大の被害が想定される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。

表1 ※想定地震名の前にある番号は、「秋田県耐震改修計画」の「想定地震一覧表」の番号に対応している。

NO	想定地震	M	最大震度	想定根拠
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	6強	国
13	横手盆地真昼山地連動	8.1	7	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	5強	県独自
19	北上低地西縁断層帯	7.8	6弱	国

【出典：東成瀬村地域防災計画】

2 想定される被害

被害が最大となる「冬の深夜（午前2時）」を想定しています。

表2

	建物被害			人的被害		避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	4日後
	棟	棟	棟	人	人	人
東成瀬村	494	624	0	33	157	1,141
秋田県	72,594	62,000	1,034	4,524	18,183	152,464

【出典：東成瀬村地域防災計画】

3 想定される被害の特徴

「秋田県地震被害想定調査報告書」の調査結果によると、以下のような特徴がみられます。

- ・人的被害（死者及び負傷者）のほとんどが建物の倒壊によるものです。
- ・冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
- ・深夜は日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ・建物被害によるほか、断水の長期化等により多数の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したのではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、早急かつ確実な耐震化の推進に努めなければなりません。

第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

家屋課税データによると、令和5年度現在の本村の住宅総数は1,033棟であり、そのうち新耐震基準は460棟、旧耐震基準は613棟となっています。

旧耐震基準住宅のうち、耐震性があると推定される住宅は164棟となり、本村の耐震化の状況は、住宅総数1,033棟のうち、584棟が耐震性を満たす住宅で、耐震化率は56.5%となります。

今後は、震災時の人的被害及び物的被害を軽減させるため、本村では、耐震性を有する住宅を令和12年度末まで「県耐震改修促進計画」を踏まえ95%とすることを目標とします。

表3 住宅の耐震化の現状と目標値

住宅総数	S56以降の住宅数 ①	S56以前の住宅数	うち耐震性ありと推定される住宅数③ ①+②		耐震化率 (R5年度)	耐震化率 (R12年度予測)
			うち耐震性ありと推定される住宅数②			
1,033	420	613	164	584	56.5%	95.0%

(令和5年度 東成瀬村課税台帳等により推計)

2 公共建築物の耐震化の現状と目標

本村の所有する建築物において、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物については、耐震化率100%を達成しています。

公共建築物は、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用されるため、耐震性を有する特定建築物は引き続き100%を確保することを目標にします。

なお、本村所有の特定建築物にあたらぬ施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点となりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

表4 村所有特定建築物の現状と目標値

区分	特定建築物総数					耐震化率 (R5年度)
		S56以前の建築物		S56以降の建築物	耐震性有建築物	
			耐震性有			
学校	2	2	2	0	2	100.0
その他	5	1	1	4	5	100.0
計	7	6	3	4	7	100.0

(令和6年3月31日現在)

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

東成瀬村は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することが前提となりますが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。本村において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されていることから、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する支援制度創の創設・拡充に努めます。

3 耐震診断・改修を行うための環境整備

耐震相談窓口を設置し、住宅の耐震化に必要となる技術者（秋田県耐震診断・改修講習会受講修了者名簿の公開等）の情報を提供するとともに、耐震化の費用や助成制度の内容についての相談に対応します。

4 地震時の総合的な安全対策

住宅の耐震化と平行して、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について啓発活動を行うよう努めます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るように努めます。

- (1) 東成瀬村地域防災計画に指定された防災拠点施設、避難施設及び施設に至る沿道のブロック塀
- (2) 東成瀬村地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物及びブロック塀

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

東成瀬村地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

「秋田県地震被害想定調査」による震度分布図や液状化危険度分布図等を活用し、地震マップの作成に努めます。

2 相談体制及び情報提供の充実

耐震相談窓口で、「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本防災協会）等の簡易な耐震診断方法を配布し、啓発活動おこないます。防災関連記事等の東成瀬村広報誌への掲載や東成瀬村ホームページへの掲載に努め東成瀬村民の防災意識の向上に努めます。

また、各種融資制度や「住宅に係る固定資産税の減額」といった耐震改修促進税制等の所有者の費用負担軽減に係る情報提供を行います。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあることから、広報やホームページなどを通じて情報提供に努めます。

4 家具の転倒防止策の推進

室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは効果の高い地震対策です。パンフレット等を利用し、自らできる地震対策の普及を図ります。

5 自主防災組織等との連携

自主防災組織や行政区等への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援に努めます。

第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。